

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関ヶ原町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

関ヶ原町長

## 公表日

令和3年8月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を育てる保護者に月1万5千円又は1万円を支給している。ただし、所得による支給の資格制限がある。また、児童福祉施設に入所していたり里親に委託されていたりする児童については、施設の長又は里親に支給する。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答            ②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答            ③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答            ④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答            ⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め            ⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答</p> <p>なお、これらの事務に関して、中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、宛名管理システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</p> <p>また、マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能に申請の受領並びにお知らせ機能による通知を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一 第56の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法別表第二(第26、30、87の項)</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、44条</li> </ul> <p>情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法別表第二(第74、75の項)</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関ヶ原町住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58 0584-43-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関ヶ原町住民課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58 0584-43-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	I. 5. ②所属長	住民課長 河島玲子	住民課長 三宅芳浩	事後	
平成28年9月16日	II. 1. いつ時点の計数か	平成26年7月22日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年9月16日	II. 2. いつ時点の計数か	平成26年7月8日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年7月18日	I. 1. ②事務の概要		また、マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領並びにお知らせ機能による通知を行う。	事前	内容を追記
平成29年7月18日	I. 1. ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	内容を追記
平成29年7月18日	I. 3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番第56	・番号法第9条第1項、別表第一項第56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事前	
平成29年7月18日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(74、75の項)	番号法第19条第7号及び別表第二 情報提供の根拠 ・番号法別表第二(第26、30、87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第26、44条 情報照会の根拠 ・番号法別表第二(第74、75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	事前	
令和2年6月5日	II. 1. いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	II. 2. いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 情報提供の根拠 ・番号法別表第二(第26、30、87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第26、44条 情報照会の根拠 ・番号法別表第二(第74、75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	番号法第19条第8号及び別表第二 情報提供の根拠 ・番号法別表第二(第26、30、87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、44条 情報照会の根拠 ・番号法別表第二(第74、75の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条	事前	